

月山朝日観光協会イメージキャラクター「ガッさん」着ぐるみ使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は月山朝日観光協会（以下、観光協会という）が所有するイメージキャラクター「ガッさん」の着ぐるみ（以下、「ガッさん着ぐるみ」という）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 ガッさん着ぐるみの用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 町産農林水産物又は町産農林水産物を主原料とする加工食品並びに材料を問わず西川町内において特産となっている食品・加工品等のPR活動
- (2) 西川町の観光・文化・産業等のPR活動
- (3) その他、観光協会が認める用途

(貸出)

第3条 ガッさん着ぐるみを使用しようとするものは、「ガッさん着ぐるみ借用申請」（別紙様式）を月山朝日観光協会長（以下「観光協会長」という）に提出し、許可を受けなければならない。

(使用できる者の範囲)

第4条 ガッさん着ぐるみを使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 観光協会の事務局員
- (2) 国又は地方公共団体及びその関係機関
- (3) 第2条に掲げる用途について、観光協会と連携して活動する者、その他、観光協会が認める者

(使用上の注意)

第5条 ガッさん着ぐるみを使用するにあたっては、次に掲げることに注意すること。

- (1) 観光協会及び「ガッさん」のキャラクターのイメージを損なう行為を行わないこと
- (2) 火気、危険物付近及び雨天時の屋外での使用をしないこと
- (3) 返却時にはアルコールスプレーを使用し除菌、消臭処理をしておくこと
- (4) 破損劣化等の損傷が生じないように細心の注意を払うこと。万一、破損劣化等が生じた場合には使用者の責任において修繕し返却すること

(事故補償等)

第6条 使用者が、ガッさん着ぐるみの使用によって発生した事故及び第三者に与えた損害又は損失について、観光協会は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ガッさん着ぐるみの使用に関して必要な事項は、観光協会長が別に定める。

附則

この要綱は平成29年1月23日から施行する。

(様式)

月山朝日観光協会イメージキャラクター「ガッさん」着ぐるみ借用申請書

平成 年 月 日

月山朝日観光協会長 殿

下記のとおり借用したいので申請いたします。

記

申 込 者	住 所	〒
	団 体 名	
	担 当 者 所 属 ・ 氏 名	⑩
	連 絡 先	TEL
使 用 内 容	使 用 日 時	
	使 用 場 所	
	イ ベ ン ト 名	
	使 用 目 的	
借 用 希 望 日 ※ 平 日 8 : 30 ~ 17 : 00		年 月 日 ()
返 却 予 定 日 ※ 平 日 8 : 30 ~ 17 : 00		年 月 日 ()

※使用に際しては、ガッさん使用管理要綱の規定を遵守すること。